

議事日程(第5号)

令和5年3月22日 午前9時00分開議

- 日程第1 追加議案上程 発議第1号から発議第2号 2件
- 日程第2 発議第1号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 発議第2号 うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 令和4年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第5 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第19号 うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第8 議案第22号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 第4期うきは市地域福祉計画の策定について
- 日程第10 議案第20号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第23号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第24号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 令和5年度うきは市一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和5年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第7号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第8号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第9号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第19 陳情第1号 子どもの就学支援の重要な柱である就学援助費の認定基準見直し・改善をうきは市長及びうきは市教育委員会に対し、市議会から意見を述べる陳情
- 日程第20 陳情第2号 学校給食費の無償化に関する陳情書
- 日程第21 諸報告

日程第22 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

- (1) 農業政策の課題に関する調査
- (2) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- (1) 子ども子育て世帯への支援策に関する調査
 - (2) うきは市地域福祉計画に関する調査
 - (3) 所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案上程 発議第1号から発議第2号 2件
- 日程第2 発議第1号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 発議第2号 うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 令和4年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第5 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第19号 うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第8 議案第22号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 第4期うきは市地域福祉計画の策定について
- 日程第10 議案第20号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第23号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第24号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 令和5年度うきは市一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和5年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第7号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第8号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第9号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第19 陳情第1号 子どもの就学支援の重要な柱である就学援助費の認定基準見直し・改

善をうきは市長及びうきは市教育委員会に対し、市議会から意見を述べる陳情

日程第20 陳情第2号 学校給食費の無償化に関する陳情書

日程第21 諸報告

日程第22 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 農業政策の課題に関する調査

(2) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) 子ども子育て世帯への支援策に関する調査

(2) うきは市地域福祉計画に関する調査

(3) 所管事務調査

出席議員 (14名)

1番 榎藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 高木 典雄君 副市長 重松 邦英君

教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、追加議案の上程を行います。発議第1号から発議第2号までの2件を上程いたします。

日程第2. 発議第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、発議第1号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） それでは、議員の皆様には3月10日に配付をさせていただいております書類になりますが、発議第1号を御覧いただきたいと思っております。

発議第1号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。令和5年3月22日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員野鶴修。賛成者、うきは市議会議員竹永茂美、同伊藤善康、同佐藤裕宣、同組坂公明、同高松幸茂、同高木亜希子。

本条例の改正につきましては、本年度設置をいたしました議会改革特別委員会の中において協議を重ね、うきは市議会基本条例の一部を改正するとの結論に至ったところでございます。その改正の内容につきましては、新旧対照表を用いて御説明をいたします。

まず、前文でございます。この前文におきまして、「議会全体の資質を高めていくことが必要である」、そのことを明記したほうがよいのではないかという議会改革特別委員会の議論の中でありまして、新旧対照表の表左、改正案の前文、8行目でございますが、「評価を行うとともに」の後に「議会の資質を高め」という文言を追加しております。また、その下2行目におきましては、読点整理で「ここに」の後の読点を削除しております。

次に、裏面の第1条でございます。本条例の目的を記しておりますが、この次の第2条、基本理念と重ね合わせ、議会の主たる目的の1つであります「市民の意思を市政に反映させること」、こちらを目的条項の第1条と一緒に組み込んだほうがよいのではないかということで、第2条の基本理念を条文ごと削除いたしまして、第1条中3行目「市民の負託に的確に応え」の後に、「市民の意思を市政に反映させ」という文言を追加いたしております。この第2条を削除した関係で、以降の条文が1条ずつ繰り上がることとなります。

次に、改正案の第6条は「市民との意見交換」を記しておりますが、現行条例の「意見交換の場を設けることができるものとする」という文言から、「意見交換を行うものとする」ということに改めております。また、第2項において「意見交換の場」としていたものを「意見の交換」とし、表題部においても文言の改正を行っております。

次のページでございます。

改正案の第12条、執行機関の政策形成過程の説明でございますが、市長部局以外の執行機関も想定されることから、「市長」を「市長等」という表記に表題部及び本文の文言を改正しております。

最終ページでございます。

第19条、議会図書室の利用における条文でございます。ここでは、議会図書室の現状の利用状況に鑑みて議員主体の利用、そして、その有効活用を図る旨の文言への改正を行いまして、「議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効利用を図るものとする」といたしました。

以上が改正内容となります。

発議文の2ページ、2枚目の裏面にお戻りください。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

議案の朗読、説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 議案の朗読、説明が終わりました。

それでは、提出者からの提案理由の説明を求めます。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） それでは、うきは市議会基本条例の一部改正、提案理由について簡単に、先ほどの局長の説明と重複するところもあるかと思いますが、御説明したいと思います。

御承知のように、昨年6月の定例会で議会改革特別委員会が設置されまして、これまで6回のワーキンググループ会議と2回の全議員による特別委員会を開催してきました。その結果として、今回、うきは市議会基本条例の一部改正に至ったという経過でございます。

先ほど説明がありましたように、今回の一部改正におきましては、第1条、第2条で目的、基本理念というふうにありましたけれど、基本理念については総則や目的と重複する内容になっているということで、目的として第1条にまとめることにしました。また、旧条例の中では、第2条の基本理念の中に「真の地方自治実現」という表現が使われておりましたが、そのことの説明が分かりづらいこともあり削除し、基本理念の条文にありました「市民の意思を市政に反映させ」という部分、この部分を尊重し、分かりやすい表現というふうにしております。

続いて、一番議論となりましたのは情報及び意見交換です。このことにつきましては、前回改正した後、市民の方から条例改正の陳情が出された経緯等もあり、再度議論を重ねたところであります。

改正前の条文では、「市民との情報及び意見交換の場を設けることができるものとする」というふうになっておりましたが、この表現については、議会の権利的要素が強いということの意見も出され、本来、情報及び意見交換の場を設けることは議会の義務ではないかという観点から、以前のように「行うものとする」と義務化して位置づけるというふうに今回、改正しております。また、改正前の条文では、「意見交換の場」という表現になっておりましたが、「意見交換」としたほうがすっきりするし、その意見交換の方法や対処についても、その都度、具体的にいろんな意見交換の方法が取れるので「意見交換の場」という、その「場」という文言は削除するというふうに今回改正しております。

そのほか大きな改正点はございませんが、旧条例の第20条、議会図書室の設置と利用につきましては、議会図書室の設置は地方自治法第100条第19号で設置が義務化されているので、あえて「設置すること」という表現は今回削除し、図書館設置の目的と利用について表現するというふうにしました。この新しい条文につきましては、近隣の市町村等を参考に変更したものであります。

以上、うきは市議会基本条例の一部改正に伴う提案理由について報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

野鶴議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することといたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第3. 発議第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、発議第2号うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） それでは、こちらも3月10日にお配りをしております資料となります。執行部のほうは、本日お配りをしております。発議第2号を御覧いただきたいと思っております。

発議第2号うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。令和5年3月22日。うきは市議会議長、江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員熊懐和明。賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同佐藤裕宣、同権藤英樹。

本条例につきましては、国の個人情報保護制度に関する法令等の整備を受けまして、国、地方公共団体、独立行政法人、民間団体と個人情報の保護に関する取扱いを同じにするため、その共通ルールに沿った条例を当市議会でも策定する必要があるため、市議会における個人情報保護に

関する規定をまとめ、条例として制定するものでございます。

次のページをお開きください。本条例の説明につきましては、主立ったところのみの説明とさせていただきます。

この条例でございますが、6つの章から構成されております。

まず第1章が総則でございますが、本条例の目的、用語の定義、そして議会の責務を規定しております。第1条に本条例の目的、第2条に用語の定義、第3条が個人情報保護における議会の責務を定めております。

それから、3ページ目の下のほう、第2章、個人情報等の取扱いにおきましては、共通ルールに沿った個人情報等の取扱いルールを定めております。その中の第4条、個人情報の保有の制限等においては、議会が個人情報を保有するときは、業務遂行に必要な場合に限る旨の規定。また、次のページ、第5条になりますが、利用目的の明示におきましては、議会が個人情報を保有する場合、本人に対して利用目的を明示する必要がある旨の規定となります。

続きまして8ページ、第3章第17条は、個人情報を体系的にまとめる個人情報ファイルに関する規定となります。これは議会が保有する個人情報が一定数、共通基準でいきますと1,000以上でございますが、これを超えると個人情報ファイル簿の作成が義務づけられるということになります。

続きまして9ページ、真ん中少し下辺りになります。第4章開示、訂正及び利用停止では、議会が保有している個人情報の開示、訂正及び利用停止の方法や、その制限規定を含む条文となっております。その中の第18条、開示請求権においては、本人であれば御自身の個人情報の開示を求めることができる規定となっております。

また14ページ、第31条、訂正請求権におきましては、本人の個人情報を訂正できる旨の規定、それから16ページ、第38条、利用停止請求権においては、本人であれば自身の個人情報の利用停止、消去または提供の停止を求める旨の規定となっております。

続きまして18ページ、第44条以降は審査請求に関わる事項となっております。その中の第45条、審議会への諮問につきましては、情報開示等において審査請求があった場合には、市の情報公開・個人情報保護審議会に諮問する旨の規定を定めたものになります。

続きまして19ページ、第5章、雑則につきましては、その他、定めが必要な規定となっております。その中の第50条、必要と認める場合の審議会への諮問におきましても、個人情報の適切な知見を求める手段といたしまして、市の情報公開・個人情報保護審議会に諮問する旨の規定を設けております。

第6章、罰則につきましては、個人情報漏えいに関する罰則規定を定めております。

最終ページ、20ページでございます。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

議案の朗読、説明については以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 局長の朗読と説明が終わりました。

これより提出者からの提案理由の説明を求めます。9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） それでは、発議第2号うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例を制定する趣旨は、各種機関によって異なる個人情報保護に関する法令を一元化し、統合後の新たな法律において、全国的な共通ルールを定め、個人情報の保護に関する取扱いの同一化を図るものです。各市議会において、議会ごとに条例を制定し、共通ルールに沿った個人情報の保護措置が求められています。うきは市議会においてもこの流れに基づいて議会の個人情報に関する条例の制定を行うものです。

先ほど議会事務局長から主な条文の説明がありましたが、いずれの条文も共通ルールに沿ったものであり、このルールの下で個人情報保護措置を令和5年4月1日からスタートさせなければなりません。現在、全国の県議会、市議会、市町村が議会において同様の条例の制定を進めております。うきは市議会におきましても、例に違わず本条例を成立させ、個人情報保護に関して現在の水準を低下させることなく、その運営に当たっていくことが不可欠であります。このような趣旨を御理解いただき、議員皆様の全会一致による賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 提出者の説明がありましたが、幾つか質問をさせていただきます。

まず、議会に係る部分ですが、第2条の定義に生存する旨の個人情報とありますが、個人情報には亡くなられた方、故人の情報も含まれると思いますが、それは含まれないのか。それについての御見解をお尋ねいたします。

第10条、従事者の義務と第53条、罰則に職員や派遣労働者のことは書いてありますが、現行、会計年度任用職員にそのような義務や罰則が適用されるのか。されるとすれば、その根拠は何なのか。

3つ目、第25条、開示決定等の期限と第26条、開示決定等の期限の特例、それから第35条、訂正決定等の期限に30日とありますが、議会にはそもそも個人情報に関する情報は少ない状況があります。また、現行の市の個人情報公開には15日でできておりますが、なぜ情報の少ない市議会の個人情報の開示決定等の期限が15日ではなく30日に延ばされたのか。

4点目は、第32条、訂正要求の手続と第39条、利用停止請求の手続とあるが、そのほかた

くさんありますが、書面の準備はできているのか。その書面について議会運営委員会で審議されたのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） ただいま4点の質問がありましたので、回答させていただきます。

まず1点目、今回の条例案は全国市議会議長会から示された案に基づき作成をしております。これが標準的な条文になりますので、まずは、この標準的な条例を制定し、うきは市議会もほかの市議会と足並みをそろえ、4月1日から施行させ、その後、問題等があれば標準的なルールの範囲内において見直すことも可能と考えております。

2点目について、会計年度任用職員に当たっては、地方公務員法の中でその規定がなされ、一般職の非常勤職員となります。正規職員と同様の業務をしていますので、個人情報等を不当に漏えいした場合は罰則が適用されると解釈しております。

3点目の質問です。標準的なルールにおいては情報開示期間が30日以内となっていますので、それに則したものとしています。現在の職員体制も厳しい状況にありますが、30日以内ということですので期限にこだわらず、早めに準備ができていれば対応するよう、事務局にはお願いします。

次に4点目の回答です。書面の様式等については、現在、事務局のほうで準備を進めているところです。したがって、議会運営委員会では、各種詳細な様式までの審議は行っておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目は、標準的なものであり、その後、問題があれば見直すということが述べられましたので、それを再確認し、2回目の質問に入ります。

1つは、先ほど最後に言われましたが、書面の準備はこれから進めていくということですから、これは議長からの諮問だと思われませんが、議長のほうからそのような書類の提示、あるいは第52条、委任で、この条例に必要な事項は議長が別に定めるとありますが、これは同僚議員からも以前質問がありましたが、必要な事項についての提示が議会運営委員会にあったのかどうか。

2点目は、市民生活に関わる重大な問題なので、パブリックコメントをするべきだと思いますし、今まで市民に関わることを市当局がパブリックコメントをされてきました。期間が2週間と短かったときもあり、最低1か月取るようにということで市当局のほうへ指摘してきましたが、議会側から、この議長のほうからパブリックコメントを取るといような提起があったのかなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 議会運営委員会に関わる部分についての質問にお答えします。

まず1つ目が、回答が、条例の中の事細かなところについては、一つ一つについての諮問はありません。条例の中身については、3月10日に議員全員参加による説明会を実施して、その中の質疑等も経て本日提案に至っており、問題はないと思っております。

2つ目の質問です。回答。本条例は、国の法律改正に伴う共通的な規定を定めているものことから、パブリックコメント実施要綱の第3条第2項、実施機関の裁量の余地が少ないものと判断し、パブリックコメントは実施しておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私も、それから多分1回生の議員、3回生の議員も条例制定というのは初めての経験ではないかということで、大変期待をし、取り組んできたところではあったのですが、残念ながら今まで幾つか質問しましたように、全国市議会の標準的なものを出したもので、そのとおりという答弁だったと思います。しかし、問題点があれば可能ということもあり、もう少し私の反省を含めて、条例について研究していくべきではなかったかなと思いますし、また諮問された議長においては、いろいろな問題点を指導していただきたかったなと思っております。今後、このようなことがないというふうな理解でよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） いろいろな意見もあると思いますが、施行開始日も決まっておりますので、この案については可決をいただき、問題があれば、その後、協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

熊懷議員、自席へお戻りください。

それではお諮りいたします。発議第2号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがいまして、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがいまして、発議第2号は可決することに決しました。

日程第4. 議案第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案第2号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。審議に入ります前に、企画財政課長からの申入れがっておりますので、これを許します。山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おはようございます。企画財政課の山崎でございます。私のほうから、お手元に令和5年度予算に関する説明書の正誤表を配付させていただいております。予算特別委員会の中で訂正した分もありますけども、その後に数点訂正がまた出てきておりますので、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

正誤表の1ページ、①38ページの職員手当のうち、住居手当の金額が相違をしておりました。この分は予算特別委員会の中で数値の訂正をさせていただいたところでございます。住居手当3,952になっているのが、正しくは3,592の誤りでございました。

続いて、38ページの共済費の金額でございますが、こちらの災害補償基金負担金の合計額は合っておりますが、内訳のほうの数字が誤っておりました。特別職が24、一般職が1,206となっておりますが、特別職13、一般職1,217——いずれも1,000円単位で言っております、の誤りでございました。

これに関連しまして、一番下の⑤給与費明細書の168ページ、169ページの共済費と合計額、こちらが関連で数値が変わってきております。大変申し訳ありませんが、2枚目、3枚目に差し替えの分をつけておりますので、お手数ですが、こちらのほうに差し替え、もしくは金額の訂正をお願いしたいと思っております。

それから、③のほうで49ページの2款1項9目の久留米広域連携中枢都市圏の負担金でございます。（広報）にしておりましたけど、実はこの広報の分が別の課にも、企画財政課の分にもこれと同じ表記の分がありまして、内容が混雑することから、こちら市民協働推進課の所管の分になりますけども、久留米広域連携中枢都市圏負担金の（交通）に訂正ということで、こちらも予算特別委員会のほうで御報告を申し上げたところでございます。

次の④、97ページの旧浄光苑の解体工事の設計業務委託料になっておりましたが、所管課長のほうで追加で説明をした際に監理業務も含まれているということが分かりまして、正確を期すことから、名称を旧浄光苑解体工事設計監理業務委託料に訂正をお願いしたいと思っております。

併せまして、裏面の2ページをお開きください。こちらは予算の補足資料の関係でございます。

いずれも所管のほうから訂正をさせてもらったところですが、改めて申し上げますと、167ページの10款3項1目中学校総務費の中の一の下の合計のところの文字が、小学校の給食調理等業務委託料になっておりましたけど、正しくは中学校の給食調理等業務委託料でございます。

もう一点、189ページの11款2項1目の令和2年度発生公共土木施設災害復旧事業の中で、12節、災害復旧工事費となっておりますけど、正しくは14節、災害復旧工事費でございます。いずれも所管のほうから説明をさせていただいておりましたが、改めまして申し上げたいと思っております。

ということで、訂正がございまして大変申し訳ございませんでした。今後こういうことがないようにしっかりチェック体制を強めていって、こういうことが今後ないように努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、補正予算本案の一部を総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

ただいま議題となりました、議案第2号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の所管に関する事項については総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。審査が多岐にわたりましたので、主な部分のみ報告します。

2款1項総務管理費、7目財政調整基金費の増額は、主に運用益等を財政調整基金に積み立てるものです。8目企画費、企業版ふるさと納税手数料の増額補正です。今年度の寄附額は、予定を含めて19社2,450万円との説明がありました。

次に6款1項農業費、橋りょう点検委託料、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料、ため池劣化状況評価業務委託料については、国の補正予算により増額補正するものです。事業費は全額繰り越して、事業は令和5年度に実施予定です。負担金、補助及び交付金の補正については、県の事業費確定に伴うものや、前倒して国の予算がついたため補正を行うものとの説明がありました。

次に、7款1項商工費、臨時経済対策商品券発行事業費補助金の増額補正です。いわゆるプレミアム商品券の発行事業ですが、全額を令和5年度に繰り越して事業を執行するものであります。今回、これまで紙と電子で発行していた商品券について、今後は電子商品券に一本化する旨の方

針が報告されました。本会議においてもいろいろな質疑が出されたところでもあります。

まず前提としてあるのは、この事業の本来の目的は「商工業の振興」ということであります。執行部からは、改めて一番の目的が商工業振興であることや、事業を執行していく上で商工会との連携が必要不可欠であり、消費喚起と事業者のICT化の推進も進めていかなければならないこと。そして、いろいろな意見があることは承知の上で、商工会が電子に一本化する決断をしたので、市としても電子一本化の方向で進めていきたいとの説明を受けました。電子商品券については、令和2年度から発行が開始され、これまで4回、今年度については2回発行されました。申込者数は増加傾向にあり、初年度は約1,000名でしたが、今年度2回目の発行では2倍の2,000名以上となっています。60代以上の割合も年々増加しているとのことでした。

メリットとしては、印刷費用や換金の手間がかからないこと、紛失がないこと、属性等の細かい情報が把握できること、また24時間コンビニで支払えるため、所得の高い層である40代から50代の方が増えたことで、市内で購入していただく率が上がり、地域消費喚起にもつながっているとのことでした。

デメリットとして、デジタル化に不慣れな市民の利用に対する課題はあるが、これは紙の商品券と併用したとしても同じ状況は発生することです。

以上の説明を踏まえ、委員会において出された意見を申し上げます。

商工業を支援するという意味では、商工会としてデジタル化を進めていくことや、電子のメリットとして外貨を稼ぐことはもっともなことである。高齢者の方には、商工以外の福祉面での手当を今後もしていくということを議員としてもこちらから説明すべきである。

国の予算の使い方として、高齢者福祉対策には少子化対策の4倍の予算が使われている。将来を担う子供たちの少子化対策をしっかりと打っていかねばならない中において、若者の目線を学んでいかねばならないと思う。高齢者を見捨てるという視点ではなく、若者が国を背負っていく視点に立って、今は本来の目的どおり商工業の振興のために使うことが必要である。

市の予算を使うことなので、議会として商工会の方針に議会が口を挟むということではなく、どう公平性を担保するかということであり、どのように商工業振興が図られたかという総括は必要である。

取扱い店を増やすためのフォローや不十分なところについては、きちんと指導、支援をお願いしたい。周知やレクチャーについては、時間をかけて十分な説明と準備をお願いしたい。また、会員全員に周知徹底をお願いしたい。

商工業振興に使われること、また市民にもメリットがあること、さらに県から補助が出ている事業であること、これらを踏まえると否決ということにはならない。

うきはPayをプレミアム商品券以外で利用できないか。市内で使ってポイントが付与される

ような仕組みができないか。

5万円の限度額を下げて、幅広く行き渡るように考えてほしい。

以上のような意見が出されました。

委員会としては、本事業について異議はなく、ただし、デジタルに不慣れな市民に対して十分配慮し、時間をかけて丁寧に説明すること。また、事業者に対しては電子商品券に関する周知を徹底して行い、取扱い店を増やすための支援や指導を行っていただくことを執行部に対して強く要望したところであります。

次に、同じく7款1項、従業員への家賃補助支援補助金は、実績により減額補正をするものです。今年度から始まった新規の補助金で、実績としては予定も含めて14社に交付したとの説明でした。事業所に補助するものなので、制度を知ってもらうためには、継続して市民と事業所の両方に情報提供を続けていくとのことでした。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

7款1項商工費、臨時経済対策商品券発行事業費補助金の件です。報告書の2ページにありますように、多くの議員のほうから心配の声が述べられました。1つは、取扱い店が少ないということ。それから、一応5万円では人口2万8,000人に対して1万人程度しか行き渡らないこと。それから、いろんな商店を訪ねてまいりましたけれども、一気にデジタル化だけではなく、まだ紙を残して1年間の周知期間を取ってほしいということがありました。したがって、2ページの下から3行目、時間をかけて丁寧に説明すること。また事業者に対しては、電子商品券に関する周知を徹底して行い、取扱い店を増やす支援や指導を行っていただくことを執行部に対して強く要望したところでありますということでしたが、執行部からはどのような回答があったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務産業常任委員長、答弁願います。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） まずは3点目の執行部に対して強く要望したということは、商工会のほうに指導をお願いしたいということでございます。

2点目のあれは、回答をもらってないと思います。1点目もそうです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） たくさんの意見が出ておりますが、総務産業常任委員会としては、この件についてどのくらいの論議をされたのか、おおよその時間で結構ですのでお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 時間ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）約これだけで1時間10分やったと思います。ただ、ここに主な質疑は挙げてますが、まだほかにもいっぱいあるとですね。そういうことです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか、質疑。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野義信です。

今、議案質疑の中でプレミアム商品券の発行についてということですので、これは私、意見として言うていこうというふうに思っております。といいますのは、議案質疑の中でたしか5名の人がいろいろ意見を言うたですね。そういったことで、その中で見ますと、4名の方がもう少し意見としては小規模店舗、あるいは年配の利用者に対しての、電子だけでなく商品券発行について考慮すべきではないかという意見があったというふうに思います。

それで、私も、例えば従業員の30名から40名の店舗が幾つかありますが、ここでは大型店舗と言いますがね。そこ辺りを数店舗回りましたが、やっぱり田舎というのは年配が多いから、一気にやっていくということには非常に問題があると。ですから、考え方は分かりますと、考え方はですね。ですから、もう少し市として補助をするなら、そういった弱者の意見を聞いていかなきゃならんんじゃないかというような意見を強く言われましたので、しかも市として補助をすると言うのなら、議員ももうちょっといろいろ言わにやいかんとやないですかというふうに言われておりましたので、私は前回のときに申し上げておりませんでしたので、そういったことでここで申し上げるわけですけども。

内容につきましては、私はこれは総務産業常任委員会で可決しておるから、それは内容は、私はそれでいいというふうに思います。ただ、今ちょっと出ておりましたように、デジタル化に不慣れた市民に対して十分配慮し、時間をかけて丁寧に説明するということになっておりますから、こら辺を、すぐ今日の議会で決まったからすぐ取り組むということではなくして、やっぱり時間をかけて、まず説明をして理解を得る。そういったことを特にお願いをしたいなというふうに思うところでございます。

私のほうも小さい店も数店舗行ってきました。家族経営のところとか1人、2人雇つとるとか、そういう店も数軒行きましたけれども、やっぱり従業員、家族だけでやっているところについては、もう諦めといいますかね。もう後継ぎがおらんなきと。これは恐らく商工会の会員には入っておるといふふうに思います。それから、従業員が一、二名ほかに雇っておるところにつきまし

ては、その従業員がある程度やっていくから、特に問題があるというふうには言っておりませんでした。しかしながら、やっぱり周知期間というのをもうちょっと持ってほしいというようなことがありましたので、そこら辺のところを十分配慮しながら実施してもらいたいなというふうに思うところでございます。

私のほうも回った店舗につきましては、またあれですからね、については、そういった回答をしなきゃならんもんですから、一応ここでこういうふうに申し上げまして、この中で質疑ということよりも、もう委員会で可決をしたということですので、そういうことで意見だけを述べさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。意見で、回答。なら。（「よかですか、回答は。今の執行部には言うております。今のようなこと」と呼ぶ者あり）委員長、ちょっと挙手の上、お願いします。よろしいですかね。（「よかですかね」「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、ないようでございますので、これで質疑を終わらせていただきます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託いたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第2号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第6号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されておりました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の過程を簡潔に報告いたします。

審査には、関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、3款1項3目7節報償費300万円の減額は、コロナ禍により記念品のみの区が多く、敬老会の開催が少なかったことによるもので、実績報告により敬老会の実施料を減額するもので、敬老会を実施したところはその委員からの質疑に対して、令和4年度は4か所で、ほとんどが記念品のみのとの回答がありました。

次に、3款3項1目役務費14万1,000円、委託料22万円、工事請負費4万円は、12月補正で委託料540万9,000円を計上した生活保護システム改修の追加の費用で、12月補正の時点で未定だった仕様が確定し、新たに専用回線が必要となることが判明したことから計上したものです。

次に10款2項小学校費、1目学校管理費337万4,000円と2目教育振興費、10節需用費267万6,000円、17節備品購入費70万円の増額は、文部科学省の学校保健特別対策事業を活用し、各学校における感染症の影響を最小限に止めつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持することを目的として実施するものです。

最後に、10款5項2目14節工事請負費1,214万4,000円の減額は、総合体育館うきはアリーナのメインアリーナ床部分を一部貼り替えを行う予定でしたが、予定の範囲以外についても床のささくれが発生しており、全面貼り替えに変更して、令和5年度に工事を行うため全額減額するものです。委員からは、高い素材を使っているため、もったいなく感じる。ペーパーをかけても駄目なのか。また、中学校の部活で利用することも多い。工事期間中の学校教育については考えているのかなどの質疑があり、それぞれ、貼り替える部分がバスケットコートゴール部分の床になる。ゴールが500キロを超える超重量物であり、研磨しても溝ができてしまうとの質疑に対し、安全に利用してもらうための工事であり、学校や保護者に説明して理解してもらうとの回答でございました。

以上が主な項目の報告ですが、その他の各項目についても慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第2号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第5. 議案第15号

日程第6. 議案第19号

日程第7. 議案第18号

日程第8. 議案第22号

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてから日程第8、議案第22号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

ただいま議題となりました、議案第15号から議案第22号までの4件については、総務産業常任委員会に付託されましたので、一括して審査の経過と結果を報告します。

最初に、議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更について。

事業見直しにより計画を変更するもので、田箆及び小塩辺地については、今回、変更はありません。妹川辺地及び新川辺地における変更は、新規事業として橋りょうの補修工事が追加されています。檜ヶ平橋、元有橋、栗木野橋の補修工事を行うことで、施設の長寿命化を図るものです。令和5年度に設計、工事は令和6年度秋以降に行うとのことでした。本計画の変更について特に異論はなく、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号うきは市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について。

個人情報保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から地方公共団体等にも改正法が適用されることになったことを踏まえ、現行の「うきは市個人情報保護条例」を廃止するとともに、新たに、「うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものです。施行条例では、法で委任された事項及び条例で、独自の規定を置くことが認められた事項を定めています。

まず、国の個人情報保護に関する法律は、令和3年5月に改正されたにもかかわらず、今回の条例提案までに期間があったことについて指摘がされ、執行部からは、制度設計の部分などについて審議会で協議が必要だったので、遅くなったことについてはおわびするとの答弁がありました。

委員会では、国の法改正に伴う施行条例制定の中身が非常に分かりづらいため、国の法律の解説や情報公開・個人情報保護審議会会議録の資料提出を求め、提供を受けたところであります。審議会は今までに加え、議会から個人情報の部分について諮問があれば、その分も調査・審議することになります。今回の新規条例に議会に関する条文が記載されていることについては、本会議でも質疑がありましたように、事前に議会に説明した上で、きちんと手順を踏んで進めるべき

だったとの意見が委員会でも出ておりました。また、個人情報保護及び情報公開とも施行規則が定められており、その改正予定について確認すると、個人情報保護は施行条例施行規則を新設するが、情報公開は改正はないとの回答でした。市民への周知については市ホームページで行い、問合せ窓口として、総務法制係で担当するとのことでした。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更について。

情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約は、一部事務組合であるうきは久留米環境施設組合が、その構成団体であるうきは市に情報公開・個人情報保護審議会の事務に関して委託する旨を定めたものです。先ほど報告しました議案第19号うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、この規約を変更するものです。

変更内容は、「うきは市個人情報保護条例」と記載がある部分を、「うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものです。この規約の変更には、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議決が必要であり、また同条第2項の規定により、福岡県知事に届出を行うものです。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が令和5年度より本格導入されることになったことに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の適用外である外国人の個人番号を利用するためには、地方公共団体が独自に条例を定める必要があることから、条例の一部を改正するものです。具体的な事務について確認すると、子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療に関する事務において、所得照会を行うことを想定しているとの説明を受けました。委員からは、災害発生時にオンライン環境が利用できなくなるといった安定性の問題などに十分留意し、申請する側への配慮をお願いしたいとの意見が出されておりました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 議案第19号うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてお尋ねいたします。

その2段下に現行のうきは市個人情報保護条例を廃止し、この新たな条例を制定されるということですが、その下にある令和3年5月に改正されたにもかかわらず、今回直前までされなかったことについては、執行部のほうからおわびをするとの答弁があったとありますが、その下の部分、議会のほうから、先ほど可決しましたうきは市議会の個人情報保護条例の部分を勝手にというか、可決もしていないことを審議されたようですが、その点について、事前に議会に説明した上で、きちんと手順を踏んで進めるべきだったとの意見が委員会で出ておりましたが、これに対する執行部の回答はどのようなものであったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務産業常任委員長、どうぞ。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 国のあれが令和3年度、それがもう、ここに書いとっており、審議会等のあれで遅れたのでおわびをするということで、そのおわびを認めていますが、議会との関連は覚えてません。多分そこは、質疑がなかったち思うばってん。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第15号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はございませんか。7番、竹永議員。反対討論ですね。

○議員（7番 竹永 茂美君） はい、そうです。議案第19号うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対討論を述べさせていただきます。

委員長報告にありましたように、2年前に既に法改正があったにもかかわらず、執行部はこのことについて、直前まで何ら取組がなされていませんでした。また、議会個人情報保護条例の第45条、第50条等のことについても、可決していない内容を個人情報保護審査会等にかけてという大変あってはならない手続の瑕疵があったというふうに思っています。

したがって、それから最後ですが、3点目ですが、市民生活全員に関わるパブリックコメ

ントの実施についてもなされておられません。パブリックコメントの運営要綱に云々かんぬんとありましたが、市民生活に関わる分であれば、先ほど1点目に言いました令和5年4月1日に出された時点から一定の方向性を出すべき……。すみません、令和3年でした。一定の方向性を出し、パブリックコメントを求めるべきだったと考えております。

そのような3つの理由から、本条例制定について反対討論を行いました。

○議長（江藤 芳光君） では次に、賛成討論を求めます。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤です。議案第19号について賛成討論を行います。

今、反対討論で御指摘があった部分について、賛成をする旨で答弁をしながら賛成討論とさせていただきますと思います。

1点目の市の取扱いに関する瑕疵についての件だったと思いますが、今回、市の中で、この委員会の報告にもありますように、制度設計について審議会等で協議を行い、必要な取扱いを経て今回の提案に至っているものというふうに認識をしておりますので、この時間の若干の遅れ等あったことはおわびをされておりますが、その点については真摯に受け止めていただき、ただ、取扱いについての市の瑕疵はないものと私は判断をいたしました。

2点目が、先ほど可決されました議会の個人情報に関する条例の部分に関して、審議会に一部がかかったことについてということでございますが、そもそも論として、今回、市のこの第15号の部分については資料を頂きましたが、うきは市情報公開・個人情報保護審議会に改正個人情報保護法の施行に向けた市の方針等について諮問をされて、1月31日付で答申が出ているということでございます。市議会の部分も、これは決定したものの内容についての諮問ではなくて、あくまでも事務局としては、こういったものを議会としても用意するという方針とか、ある意味素案ですね、についての、この審議会から求められたのか、事務局から出されたのか、多分この市の部分を審議会が諮問するに当たって、議会との条例の整合性等を確認するために素案等について伺いがあったものだと思います。そういったものの取扱いですので、議員が指摘されるような可決したもの、成立したものに対しての諮問ではないという点から、全く瑕疵問題等はないと考えます。

3点目、最後にパブリックコメントについてですが、確かにほかの自治体等を見ておきますと、パブリックコメントを取られている自治体もあります。ですので、この点に関しては議員御指摘のとおり、今後の取扱いとして早急な制度設計等、またパブリックコメントを取られることをお勧めはしたいと思いますが、今回の件に関しては、審議会の答申が1月31日に出しております。時間軸から考えても、これについては、今回は無理があったというふうな判断の下、また条例には二パターンあると思います。1つは、市政またはこの議会等の内規等に関する取扱いを定めた条例と、市民の生活や権利に直接的に関係をする条例と2種類あると思います。今回の場合は、

先ほど承認されました議会の個人情報基本条例。また、このうきは市の個人情報条例も、比較的前者に相通ずる部分が大きというふうな判断をしておりますので、以後はパブリックコメントをできれば取っていただきたいというのが私の個人的見解ですが、今回は瑕疵というところまではないという判断の下、私は賛成の討論とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

それでは、採決に移りたいと思います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 御着席願います。起立多数でございます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

最後に、議案第22号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第20号

日程第11. 議案第23号

日程第12. 議案第24号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第16号第4期うきは市地域福祉計画の策定についてから日程第12、議案第24号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第16号から第24号の計画の策定及び各条例の制定については、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第16号第4期うきは市地域福祉計画の策定については、計画の背景として、価値観やライフスタイルの多様化による地域住民の関係性の希薄化、また子育て世代・高齢者・障がい者や障がい児といった従来の枠組みの支援だけでは対応しきれない引きこもり、虐待やヤングケアラーといった様々な問題の複雑化、深刻化といった課題に対応するため、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現にあるとの説明がありました。

策定に当たっては、6回の審議会を16名の委員で開催、市内2,000名を無作為抽出し、地域福祉に関して市民意識調査を実施——これは回収率が42%です。また、1か月間パブリックコメントを募集し、2名から19件の意見をいただいたとのことでした。

委員からは、計画策定に当たって社会福祉協議会とのすり合わせはどの質疑には、活動計画は第1期から社会福祉協議会でつくられている。社会福祉協議会とともに会議を行って打ち合わせしているとの回答で、また、前回までの計画と変わっているところはどの質疑には、枠が新しく追加されたのは、46ページの権利擁護の充実についてと50ページの再犯防止の推進についての部分、また49ページの行政が取り組むことについては、福祉事務所と保健課でそれぞれ行っていることも追加している。44ページに自殺者数を記載するようにしたとの回答がありました。ほかに、目標指標があるものもないものがある。全てに目標があったほうが良い。その目標を一覧として記載してほしい。今後もこのような複数の部署が関係する計画が出てきた際には、それぞれの所管課のほうに説明のため出席いただいたほうが良いと思うなどの要望、意見等も出されました。

次に、議案第20号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、改

正の目的として、福岡県国民健康保険運営方針において保険税の算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式で統一することが示されていること等を踏まえて、基礎課税額の資産割を廃止し、その算定方式を4方式から3方式に改正するとの説明がありました。

委員からは、3月で県内市町村は全て算定方式が変わるのか。また、変わらないところもある場合、均等割、所得割に影響が出てくるのではないかと思うが、県から何か方針が出ているかとの質疑があり、それぞれうきは市以外に資産割を採用している7団体がどうするかは分からない。運営委員会の中で算定方式にすることと、税率の均等化についての方針が出ている。しかし、各市町村で所得水準や医療水準が違うなどの問題があり、具体的なことは話し合いが行われている段階だと思ふとの回答がありました。また、税率は一度上げたら下がらない。もともとうきは市の所得割は少し高めだと思ふ。次年度以降に数パーセントずつ上がっていくようなことになれば、今回なくした意味がない。内部等で検討する際にも、そのようなことを踏まえて検討を行ってほしいとの要望も出されました。

続きまして、議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に改正されたことに伴うもので、当市に住所を有する重度障がい者医療費受給者が、市外にある特例対象施設への入所のため転出した場合でも、引き続き当市の重度障がい者医療費受給者として継続される。逆の場合も同様で、今回の改正は、現行の居住地特例対象施設に養護老人ホーム及び介護保険施設を追加するものとの説明がありました。

委員からは、なぜ市外の施設に行っても認定した市町村が払わなければならないのかとの質疑があり、執行部からは、施設の多い自治体の財政負担は大きくなる。それを緩和するためとの回答がございました。

最後に、議案第24号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の目的は、令和5年2月1日に健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金が引き上げられたことによるもので、条例改正の内容は、第4条第1項中の出産一時金の40万8,000円を48万8,000円に改め、施行日は令和5年4月1日との説明がございました。

以上、いずれの議案も慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより採決に移ります。議案第16号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩します。10時45分より再開します。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第6号令和5年度うきは市一般会計予算から日程第15、議案第11号令和5年度うきは市下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託いたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して予算特別委員長の報告を求めます。13番、野鶴予算特別委員長。

○予算特別委員長（野鶴 修君） ただいま議題となりました、議案第6号令和5年度うきは市一般会計予算、議案第10号令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第11号令和5年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。予算特別委員会では、3月13日、14日、15日、16日の4日間にわたり審査を行い、運営につきましては、伊藤副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。

その結果といたしまして、議案第6号令和5年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決することに決しました。議案第10号令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算も、全会一致により原案どおり可決することに決しました。議案第11号令和5年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決ということに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審査をいたしましたので省略をいたします。

委員長は、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第6号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第7号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第18、議案第9号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第7号から議案第9号の各特別会計予算については、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第7号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年4月から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、効率的な事業を行うことで制度の安定化を図っています。

歳入の主なものとして、4款1項1目、保険給付費等交付金27億9,829万5,000円、前年度比3,979万4,000円の増額ですが、被保険者は減少傾向にあるものの1人当たり医療費の増加傾向によるものとの説明がありました。

歳出では、2款1項1目、一般被保険者療養給付費23億3,119万3,000円、87万9,000円の増額は、令和4年度においてもコロナ感染症の影響後の反動等により療養給付費が伸び、1人当たりの医療費が増加しているため、前年度並みの予算を見込んでいるとのことでした。

5款1項1目、特定健康診査等事業費3,179万4,000円は前年度比405万9,000円の増額です。12節委託料のうち特定健診委託料1,894万6,000円では集団健診2,000人分、個別健診300人分を計上しているとのことでした。委員からの特定健診の令和4年度実績はとの質疑に対して、個別健診は3月末までなので件数は出ていない。集団健診は1,755人との回答がありました。

次に、議案第8号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。歳入の主なものは1款1項1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料、合わせて3億7,749万4,000円、前年度比3,654万8,000円の増額で、福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上しているとの説明でした。

歳出では2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金5億2,384万4,000円、前年度比4,127万7,000円の増額は、保険料及び保険安定基盤繰入金の収入増に伴うものとのことでした。

最後に、議案第9号令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてです。

まず歳入ですが、予算額1億4,850万7,000円、前年度比483万2,000円減額の主な理由として、定年退職者がいなかったため繰入金が増加したことによるもので、歳出も同額の増加となっているとの説明がありました。

歳出1款1項1目総務管理費1億468万円、前年度比866万9,000円の減額は、3節の職員手当等に本年度は退職金が計上されていないためとのことでした。

審査では委員から、高齢者講習について何名を予定しているのかとの質疑に対して、県から毎年講習ごとの予定人数が送られてくる。2時間講習は2,060人、1時間は140人、認知機能検査は1,100人、運転技能検査は120人との回答がありました。また、高齢者講習の数

は増やせないのかとの質疑には、もともと高齢者講習を行っていなかったことと、免許を取るための場所であるため車で来ることを想定しておらず、駐車場が足りない。今の人数が限界であるとの回答でした。

以上、いずれの特別会計も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 陳情第1号

日程第20. 陳情第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、陳情第1号子どもの就学支援の重要な柱である就学援助費の認定基準見直し・改善をうきは市長及びうきは市教育委員会に対し、市議会から意見を述べる陳情及び日程第20、陳情第2号学校給食費の無償化に関する陳情書は厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 陳情第1号、提出者中島健一氏及び陳情第2号、提出者うきは市民の会代表熊抱昭夫氏につきましては、厚生文教常任委員会に付託されていたので、一括して審査の経過と結果について報告いたします。

まず、陳情第1号ですが、「子供の就学支援の重要な柱である就学援助費の認定基準の見直し、改善について早急に進めていただくよう、うきは市長及びうきは市教育委員会に対して、市議会から意見を述べていただくよう要請します」とのことです。

審査では、委員から、算定基準の見直しは取り組んでほしいと思う。しかし、予算が出来上がっている今の状況で意見書を出すのはいかなものか。趣旨採択が妥当ではないかとの意見が出されました。また当初予算では、認定基準算定の事務処理を円滑に行うため、就学援助システム導入委託料も予算計上されており、趣旨採択以外の意見はありませんでした。

審査の結果、陳情第1号は全会一致で趣旨採択と決しました。

次に、陳情第2号は、学校給食の無償化に関する陳情です。陳情書には陳情の内容として、令和5年度より小学校、中学校の給食費を無償化にすることとあります。

審査では委員から、委員会の中でも話に上がっている。今回は趣旨採択とし、今後の調査の中で取り扱っていくのがいいのではないか。また、趣旨採択でいいと思う。子育てをしているものとしてはありがたいが、子供の食事であるため給食費を払うことはよいと思う。しかし、予算書に給食費が計上されていないことに疑問を感じている。まずはデータを市民や保護者に分かるように整理することが先だと思う。さらに、今のところ段階的にしか見通しがないため、趣旨採択でよいと思うなどの意見が出されました。

趣旨は理解できますが、大規模な予算を必要とするため、さらになる調査、議論が求められる

ことから、陳情第2号についても趣旨採択以外の意見はありませんでした。

慎重審査の結果、陳情第2号は全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、陳情番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第1号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を趣旨採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

これより陳情第2号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第21. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第21、諸報告を行います。議員のみに配付しております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっております。御覧いただきますよう、お願いを申し上げます。

日程第22. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第22、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査をすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。

ここで市長からの挨拶の申出がっておりますので、これを許可いたします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月3日から本日までの20日間開会をいたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、令和5年度当初予算をはじめ、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じます。また施政方針で述べさせていただきましたとおり、うきは市に元気と幸せをもたらすために、これからは基本的な感染対策を施した上での社会経済活動の回復と、ウィズコロナを見据えたまちづくりを進めていく必要があります。そのために物価高騰対策や新しい生活様式を踏まえたまちづくり、SDGsと脱炭素化に向けた持続可能な地域社会の推進や若年層の人口減少対策などに重点的に取り組み、市民の皆様が元気で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに向けて一層尽力をまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

さて、来週からは令和5年度が始まります。4月2日には消防団入退団式、9日には福岡県議会議員選挙が、10日には中学校、12日には小学校の入学式などが行われることとなっております。

ます。議員の皆様におかれましては、新年度を迎え大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で、市政発展のために御尽力をいただきますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

ここで、3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

まず、企画財政課長の山崎秀幸です。次に、監査委員事務局長の松岡美紀でございます。

以上、2名が退職をいたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） それでは、市長の御挨拶も終わりました。6月の定例会の開会日は6月16日金曜日開会予定といたしておりますので、報告を申し上げておきます。

これをもちまして、令和5年第1回うきは市議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 佐 藤 湛 陽

署名議員 伊 藤 善 康